

令和 8 年 8 月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

- 第 5 号 熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (1)
- 第 6 号 熊本県地域未来基金条例の制定について…………… (3)
- 第 7 号 熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について…………… (4)
- 第 8 号 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (5)
- 第 9 号 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (10)
- 第 10 号 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (11)
- 第 11 号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (13)
- 第 12 号 熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について…………… (14)
- 第 13 号 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………… (15)
- 第 14 号 財産の取得について…………… (16)
- 第 15 号 令和 8 年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について…………… (17)
- 第 16 号 令和 8 年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について…………… (20)
- 第 17 号 令和 8 年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について…………… (22)
- 第 18 号 令和 8 年度県営林道事業の経費に対する村負担金について…………… (23)
- 第 19 号 令和 8 年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について…………… (24)
- 第 20 号 令和 8 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について…………… (26)
- 第 21 号 令和 8 年度海岸事業の経費に対する市町負担金について…………… (27)

第 22 号	令和 8 年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について……………	(28)
第 23 号	令和 8 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について……………	(29)
第 24 号	令和 8 年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について……………	(30)
第 25 号	工事請負契約の変更について……………	(31)
第 26 号	工事請負契約の締結について……………	(32)
第 27 号	工事請負契約の締結について……………	(33)
第 28 号	工事請負契約の締結について……………	(34)
第 29 号	工事請負契約の締結について……………	(35)
第 30 号	工事請負契約の締結について……………	(36)
第 31 号	工事請負契約の締結について……………	(37)
第 32 号	工事請負契約の締結について……………	(38)
第 33 号	工事請負契約の締結について……………	(39)
第 34 号	工事請負契約の締結について……………	(40)
第 35 号	工事請負契約の変更について……………	(41)
第 36 号	専決処分の報告及び承認について……………	(42)
第 37 号	専決処分の報告及び承認について……………	(43)
第 38 号	令和 7 年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について……………	(44)
第 39 号	令和 7 年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(45)
第 40 号	令和 7 年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(46)
第 41 号	令和 7 年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(47)
第 42 号	令和 7 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(48)
第 43 号	令和 7 年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(49)
第 44 号	令和 7 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(50)
第 45 号	令和 7 年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(51)

第 46 号	令和 7 年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	(52)
第 47 号	令和 7 年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	(53)
第 48 号	令和 7 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(54)
第 49 号	令和 7 年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	(55)
第 50 号	令和 7 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳 入歳出決算の認定について……………	(56)
第 51 号	令和 7 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債 償還等特別会計歳入歳出決算の認定について……………	(57)
第 52 号	令和 7 年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定につ いて……………	(58)
第 53 号	令和 7 年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について……………	(59)
第 54 号	令和 7 年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて……………	(60)
第 55 号	令和 7 年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定につ いて……………	(61)
第 56 号	令和 7 年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について……………	(62)
第 57 号	令和 7 年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認 定について……………	(63)
第 58 号	令和 7 年度熊本県下水道事業会計決算の認定について……………	(64)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	(65)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(66)
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	(67)
報告第 4 号	専決処分の報告について……………	(68)
報告第 5 号	専決処分の報告について……………	(69)
報告第 6 号	専決処分の報告について……………	(70)
報告第 7 号	公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出に ついて……………	(72)

報告第8号	天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(73)
報告第9号	豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(74)
報告第10号	肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(75)
報告第11号	一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(76)
報告第12号	公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について……………	(77)
報告第13号	公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(78)
報告第14号	公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について……………	(79)
報告第15号	公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(80)
報告第16号	公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(81)
報告第17号	一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について……………	(82)
報告第18号	公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(83)
報告第19号	希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(84)
報告第20号	公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について……………	(85)
報告第21号	株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について……………	(86)
報告第22号	一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について……………	(87)
報告第23号	公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について……………	(88)
報告第24号	一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について……………	(89)

報告第25号	公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出 について……………	(90)
報告第26号	公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出 について……………	(91)
報告第27号	公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出 について……………	(92)
報告第28号	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する 書類の提出について……………	(93)
報告第29号	公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書 類の提出について……………	(94)
報告第30号	熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について……………	(95)
報告第31号	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類 の提出について……………	(96)
報告第32号	公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提 出について……………	(97)
報告第33号	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説 明する書類の提出について……………	(98)
報告第34号	熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報 告書の提出について……………	(99)
報告第35号	令和7年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公 営企業の資金不足比率の報告について……………	(100)
報告第36号	五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について……………	(101)
報告第37号	熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について……………	(102)

第 5 号

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県監査委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県監査委員に関する条例 (昭和 3 9 年熊本県条例第 2 1 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県公営企業の設置等に関する条例 (昭和 4 1 年熊本県条例第 4 5 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本県病院事業の設置等に関する条例 (昭和 4 1 年熊本県条例第 4 8 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(熊本県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 熊本県下水道事業の設置等に関する条例 (昭和 6 3 年熊本県条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 5 条 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (令和 2 年熊本県条例第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 号中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 2 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 6 5 号) 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号

熊本県地域未来基金条例の制定について

熊本県地域未来基金条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県地域未来基金条例

(設置)

第 1 条 産業集積の形成及び拡大、地場産業の付加価値の向上及び販路の開拓等による地域の発展を図るため、熊本県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

産業集積の形成及び拡大、地場産業の付加価値の向上及び販路の開拓等による地域の発展を図るため、基金を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 7 号

熊本県財産条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県財産条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県財産条例の一部を改正する条例

熊本県財産条例（昭和 3 9 年熊本県条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「及び令和 2 年 7 月豪雨」を「、令和 2 年 7 月豪雨及び令和 8 年熊本地震」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和 8 年熊本地震による災害の被災者に対し応急仮設住宅を早急に供与するため、応急仮設住宅の買入りに係る議会の議決要件を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 8 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例 (平成 1 9 年熊本県条例第 1 2 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項、第 2 項及び前項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1 人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員 (学校教育法の規定による大学 (短期大学を除く。) 若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。) 又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者 (以下「特定理学療法士等」という。) をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第 1 5 条を第 1 6 条とし、第 1 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 1 5 条 認定こども園の設置者は、法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等 (学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 (令和 6 年法律第 6 9 号) 第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。) を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者 (子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するもの

をいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)
その他の必要な措置を講じなければならない。

附則第6条中「附則第3条」を「第4条第5項及び附則第3条」に改め、同条の次に
次の1条を加える。

第7条 第4条第5項及び附則第5条の2の規定により特定理学療法士等及び看護師等
のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こ
ども園の保育士の資格を有する者(第4条第5項ただし書の規定による支援を行う者
を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第11条の3 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達
支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、
法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児
童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の
防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する
児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴
力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接
する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童
に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実
確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第42条第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

第46条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加え
る。

3 前項の保育士の員数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業
療法士、言語聴覚士、心理担当職員(第69条第23項に規定する心理担当職員をい
う。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の
指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子
育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1
人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行
うに当たっては、当該保育所の保育士(附則第3条、第5条及び第6条の規定により
保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなけ

ればならない。

附則第3条中「この条において」を削り、同条ただし書中「保育士」の次に「（同条第3項、附則第5条又は附則第6条の規定により保育士とみなされる者及び第46条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第7条中「附則第3条」を「第46条第3項、附則第3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（保育士の配置特例に係る支援体制の確保）

第7条の2 第46条第3項及び附則第3条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第46条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第1項中「第6項」を「第7項」に改め、同条第3項中「次項及び附則第7条」を「第5項及び附則第7条」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に、「園児の教育及び保育に直接従事する職員」を「教育保育従事職員」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下この条及び附則において「教育保育従事職員」という。）については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大

学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、教育保育従事職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第4条中「同項に規定する園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「教育保育従事職員」という。)」を「教育保育従事職員」に改める。

附則第7条中「前3条」を「第5条第4項及び前3条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2 第5条第4項及び附則第6条の2の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該幼保連携型認定こども園の教育保育従事職員(第5条第4項ただし書の規定による支援を行う教育保育従事職員を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第5条第3項の規定」の次に「(満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)」を加え、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第3条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定(満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する部分に限る。)は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第３項中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「第４６条第２項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）」を加え、同項を附則第４項とし、同項の次に次の１項を加える。

- ５ 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第２条の規定による改正後の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４６条第２項の規定（満４歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第２条の規定による改正前の熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４６条第２項の規定（満４歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第２項中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「第３条第１項の規定」の次に「（満３歳以上満４歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の１項を加える。

- ３ 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第１条の規定による改正後の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第３条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第１条の規定による改正前の熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第３条第１項の規定（満４歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例第１５条を同条例第１６条とする改正規定及び同条例第１４条の２の次に１条を加える改正規定、第２条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第１１条の２の次に１条を加える改正規定並びに第３条中熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第３条の２の次に１条を加える改正規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）等の一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 9 号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 2 7 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 1 9 年熊本県条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までの規定中「第 3 8 条の 2 第 3 項」を「第 3 8 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 82 号)の一部を次のように改正する。

第 47 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 47 条 指定児童発達支援事業者は、法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第 59 条中「第 34 条」を「第 34 条、第 47 条」に改める。

第 78 条中「第 46 条まで、第 48 条から第 51 条」を「第 51 条まで」に改める。

第 78 条の 2、第 81 条の 9 及び第 89 条中「第 46 条まで、第 48 条から第 51 条まで」を「第 51 条まで」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 83 号)の一部を次のように改正する。

第 43 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 4 3 条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第 2 4 条の 1 1 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例
の一部を改正する条例

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平
成 21 年熊本県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号中「第 2 条第 2 1 項」を「第 2 条第 2 2 項」に、「同条第 2 2 項」を「同
条第 2 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する
必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

熊本県景観条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県景観条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県景観条例の一部を改正する条例

熊本県景観条例（昭和 62 年熊本県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

景観法（平成 16 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 13 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条第8号エ(ア)中「3時間30分以上」を「3時間以上」に、「3,300円」を「3,900円」に改め、同号エ(イ)中「2時間以上3時間30分未満」を「2時間以上3時間未満」に、「1,650円」を「2,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）の施行を踏まえた義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 14 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

取得する財産の表示		取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	品名及び規格			
物品	ノート型パソコン、モノクロ・カラーレーザープリンター	熊本市西区上熊本一丁目 2 番 6 号 株式会社レイメイ藤井	県立学校における教師用統合端末等として使用するため	358,226,000 円

(提案理由)

熊本県立学校において使用する教師用統合端末等として、物品を購入する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

第 15 号

令和 8 年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和 8 年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政法関係）を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 2 年度以前採択地区区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の 100 分の 25 に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 3 年度以降新規採択地区区分）（県営土地改良事業として実施するものを除く。）に限る。）	工事費の 100 分の 21 に相当する金額
3 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の 100 分の 22.5 に相当する金額
4 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものを除く。）	工事費の 100 分の 15 に相当する金額
5 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連）	工事費の 100 分の 25 に相当する金額
6 地域密着型農業基盤整備事業（かんがい排水事業関連（水利施設整備事業（農地集積促進型（一般地域））））	工事費の 100 分の 22.5 に相当する金額
7 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（一般地域に限る。））	工事費の 100 分の 22.5 に相当する金額
8 地域密着型農業基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業関連（法指定地域に限る。））	工事費の 100 分の 17.5 に相当する金額
9 地域密着型農業基盤整備事業（ほ場整備事業関連）	工事費の 100 分の 25 に相当する金額
10 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区に限る。））	工事費の 100 分の 20 に相当する金額

1 1 地域密着型農業基盤整備事業（畑地帯総合整備事業関連（国営関連地区を除く。））	工事費の１００分の２５に相当する金額
1 2 地域密着型農業基盤整備事業（中山間地域総合整備事業関連）	工事費の１００分の１５に相当する金額
1 3 地域密着型農業基盤整備事業（農道事業関連）	工事費の１００分の１０に相当する金額
1 4 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（防災ダム））	工事費の１００分の６に相当する金額
1 5 地域密着型農業基盤整備事業（防災ダム事業関連（地震ため池））	工事費の１００分の１１に相当する金額
1 6 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（一般））	工事費の１００分の２１に相当する金額
1 7 地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（河川工作物））	工事費の１００分の８に相当する金額
1 8 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成１７年度以前採択分（法指定地域を除く。）））	工事費の１００分の１９．５に相当する金額
1 9 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成１７年度以前採択分（法指定地域に限る。）））	工事費の１００分の１４．５に相当する金額
2 0 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成１８年度から平成２１年度までの新規採択分））	工事費の１００分の８に相当する金額
2 1 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成２２年度以降新規採択分））	工事費の１００分の１８に相当する金額
2 2 地域密着型農業基盤整備事業（湛水防除事業関連（平成２２年度新規以降法指定地域））	工事費の１００分の１３に相当する金額
2 3 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成１７年度以前採択分））	工事費の１００分の２５に相当する金額
2 4 地域密着型農業基盤整備事業（農地保全事業関連（平成１８年度以降新規採択分））	工事費の１００分の２１に相当する金額
2 5 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用管路等特別対策事業関連（一般地域に限る。））	工事費の１００分の１５に相当する金額
2 6 地域密着型農業基盤整備事業（特定農業用	工事費の１００分の１０に相当

管水路等特別対策事業関連（法指定地域に限る。））	する金額
27 地域密着型農業基盤整備事業（海岸保全事業関連）	工事費の100分の5に相当する金額
28 地域密着型農業基盤整備事業（災害復旧関連）	工事費の100分の50に相当する金額
29 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（施設関連））	工事費の100分の0.3に相当する金額
30 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連（熊本地震関連）））	工事費の100分の1.35に相当する金額
31 地域密着型農業基盤整備事業（農地等災害復旧事業関連（農地関連（令和2年7月豪雨関連）））	工事費の100分の1.55に相当する金額
32 農村地域防災減災事業（緊急浚渫推進事業）	工事費の100分の5に相当する金額
33 農業水路等長寿命化・防災減災事業（施設撤去・廃止）	工事費の100分の13に相当する金額
34 水産流通基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
35 漁港施設機能強化事業	工事費の100分の5に相当する金額
36 水産環境整備事業	工事費の100分の10に相当する金額
37 水産生産基盤整備事業	工事費の100分の5に相当する金額
38 漁村再生交付金事業	工事費の100分の10に相当する金額
39 単県漁港改良事業	工事費の3分の1に相当する金額

（提案理由）

令和8年度において熊本県が施行する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

令和 8 年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する県営土地改良事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 かんがい排水事業（水利施設整備事業（排水対策特別型及び農地集積促進型）に限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
2 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 2 年度以前採択地区分）に限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
3 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）（令和 3 年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の 100 分の 14 に相当する金額
4 かんがい排水事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）（令和 3 年度以降新規採択地区分）に限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
5 畑地帯総合整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
6 経営体育成基盤整備事業（農業生産基盤整備に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
7 農道整備事業	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
8 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（交付金事業分、競争力強化事業分及び耕作条件改善事業分）に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
9 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和元年度以前採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 10 に相当する金額
10 中山間地域総合整備事業（農業生産基盤整備（中山間地域農業農村総合整備事業分）（令和 2 年度以降新規採択地区分）に係るものに限る。）	工事費の 100 分の 11 に相当する金額

る。)	
1 1 湛水防除事業（法指定地域を除く。）	工事費の 1 0 0 分の 1 8 に相当する金額
1 2 湛水防除事業（平成 1 8 年度以降新規採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 1 0 0 分の 1 3 に相当する金額
1 3 湛水防除事業（平成 1 7 年度以前採択分（法指定地域に限る。））	工事費の 1 0 0 分の 1 4 . 5 に相当する金額
1 4 防災ダム整備事業	工事費の 1 0 0 分の 6 に相当する金額
1 5 農地保全整備事業	工事費の 1 0 0 分の 1 4 に相当する金額
1 6 ため池等整備事業	工事費の 1 0 0 分の 1 4 に相当する金額
1 7 ため池緊急整備事業（一般地域に限る。）	工事費の 1 0 0 分の 1 6 に相当する金額
1 8 ため池緊急整備事業（法指定地域に限る。）	工事費の 1 0 0 分の 1 1 に相当する金額
1 9 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域を除く。）	工事費の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額
2 0 特定農業用管水路等特別対策事業（美里町の区域に限る。）	工事費の 1 0 0 分の 5 に相当する金額

（提案理由）

令和 8 年度において熊本県が施行する県営土地改良事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 1 条第 6 項において準用する同法第 9 0 条第 1 0 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 17 号

令和 8 年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 農地海岸保全事業	工事費の 100 分の 5 に相当する金額
2 漁港海岸保全施設整備事業	工事費の 100 分の 5 に相当する金額

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号) 第 28 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 18 号

令和 8 年度県営林道事業の経費に対する村負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する県営林道事業について、当該事業に要する経費のうち村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
県営林道事業	工事費の 100 分の 10 に相当する金額

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する県営林道事業に要する経費の一部を村に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) 第 16 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 19 号

令和 8 年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に
対する市町村負担金（地方財政法関係）について

令和 8 年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業
及び砂防事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額（地方財政
法関係）を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
1 単県街路促進事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
2 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内 の事業を除く。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
3 街路整備事業（被災市街地復興推進地域内 の事業に限る。）	工事費から国庫補助金額等を控除 した額の 10 分の 1 に相当する金 額
4 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土 砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ 船専用岸壁を除く。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
5 直轄港湾改修事業（八代港大築島南地区土 砂処分場整備及び耐震強化部以外のクルーズ 船専用岸壁に限る。）	工事費の 20 分の 1 に相当する金 額
6 重要港湾改修事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
7 地方港湾改修事業	工事費の 5 分の 1 に相当する金額
8 港湾補修事業	工事費の 6 分の 1 に相当する金額
9 重要港湾環境整備事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
10 地方港湾環境整備事業（長洲港土砂処分 場整備に限る。）	工事費の 10 分の 1 に相当する金 額
11 急傾斜地崩壊対策事業（総合流域防災事 業を含む。）（公共施設、避難関連又は災害 時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模	工事費の 20 分の 1 に相当する金 額

斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)	
1 2 急傾斜地崩壊対策事業(総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者に関連する事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 3 急傾斜地崩壊対策事業(総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれかに該当するもの)	工事費の10分の1に相当する金額
1 4 急傾斜地崩壊対策事業(総合流域防災事業を含む。)(公共施設、避難関連又は災害時要援護者のいずれにも関連しない一般の事業で、かつ、大規模斜面、緊急改築又は災関フォローのいずれにも該当しないもの)	工事費の5分の1に相当する金額
1 5 単県急傾斜地崩壊対策事業	工事費の3分の1に相当する金額
1 6 単県砂防事業	工事費の10分の1に相当する金額

(提案理由)

令和8年度において熊本県が施行する都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、地方財政法(昭和23年法律第109号)第27条第2項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 20 号

令和 8 年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する道路事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 単県道路改築事業（改良）	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額
2 単県道路改良事業（側溝整備）	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額

（提案理由）

令和 8 年度において熊本県が施行する道路事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 52 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 21 号

令和 8 年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する海岸事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
2 津波・高潮危機管理対策緊急事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
3 海岸メンテナンス事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額
4 単県海岸保全事業	工事費の 20 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する海岸事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号) 第 28 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 22 号

令和 8 年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
単県地すべり対策事業	工事費の 10 分の 1 に相当する金額

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する地すべり対策事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 31 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 23 号

令和 8 年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する流域下水道事業について、当該事業に要する経費のうち市町村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事業名	負担すべき金額
1 熊本北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
2 球磨川上流流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
3 八代北部流域下水道建設事業	事業費から国庫補助金額等を控除した額の 2 分の 1 に相当する金額
4 熊本北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 50 円
5 球磨川上流流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 112 円及び資本費 61,443,249 円
6 八代北部流域下水道維持管理事業	流入水量 1 立方メートル当たり 141 円

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する流域下水道事業に要する経費の一部を市町村に負担させるため、下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 第 31 条の 2 第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 24 号

令和 8 年度市町村道過疎代行事業の経費に対する市町負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業について、当該事業に要する経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

事 業 名	負担すべき金額
道路施設保全改築事業	工事費の 10 分の 1.5 に相当する金額

(提案理由)

令和 8 年度において熊本県が施行する市町村道過疎代行事業に要する経費の一部を市町に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) 第 16 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 25 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第7号工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年10月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで」に、契約金額「1,760,839,487円」を「1,792,144,200円」に変更することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 26 号

工事請負契約の締結について

国道325号広域連携交付金（道路改築）橋梁上部工工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木村 敬

- 1 工 事 名 国道325号広域連携交付金（道路改築）橋梁上部工工事
- 2 工 事 内 容 橋梁上部工
- 3 工 事 場 所 菊池市北宮地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年3月17日まで
- 5 契 約 金 額 706,200,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市中央区神水二丁目7番10号
昭和コンクリート工業・八方・緒方建設工事共同企業体
代表者 昭和コンクリート工業株式会社熊本営業所
所長 宇野親良
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

国道325号広域連携交付金（道路改築）橋梁上部工工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 27 号

工事請負契約の締結について

国道389号広域連携交付金（下田南1号橋上部工）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 国道389号広域連携交付金（下田南1号橋上部工）工事
- 2 工 事 内 容 橋梁上部工
- 3 工 事 場 所 天草市天草町下田南地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年5月26日まで
- 5 契 約 金 額 827,563,000円
- 6 契約の相手方 玉名市伊倉南方255

株式会社名村造船所熊本営業所 所長 山口裕史

- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

国道389号広域連携交付金（下田南1号橋上部工）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 28 号

工事請負契約の締結について

県庁行政棟本館受変電設備改修工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 県庁行政棟本館受変電設備改修工事
- 2 工 事 内 容 受変電設備の改修
 - (1)地下2階電気室
電圧6,600ボルト、容量2,350キロボルトアンペア
 - (2)13階電気室
電圧6,600ボルト、容量830キロボルトアンペア
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年10月31日まで
- 5 契 約 金 額 780,247,952円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区御領八丁目3番38号
白鷺・山内建設工事共同企業体
代表者 白鷺電気工業株式会社 代表取締役社長 沼田幸広
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札
(提案理由)

県庁行政棟本館受変電設備改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 29 号

工事請負契約の締結について

グランメッセ熊本電気設備改修工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 グランメッセ熊本電気設備改修工事
- 2 工 事 内 容 (1)受変電設備、発電設備等の改修
(2)舞台照明設備の改修
- 3 工 事 場 所 上益城郡益城町福富1010番地地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年12月11日まで
- 5 契 約 金 額 1,397,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市中央区世安二丁目1番29号
電盛社・SYSKEN・大光電業建設工事共同企業体
代表者 株式会社電盛社 代表取締役 米岡琢也
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

グランメッセ熊本電気設備改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 30 号

工事請負契約の締結について

県立劇場演劇ホール特定天井その他改修工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 県立劇場演劇ホール特定天井その他改修工事他合併
- 2 工 事 内 容 (1)演劇ホールの特定天井及びホール座席等の内部改修
(2)演劇ホールホワイエ・エントランスホール・モールの特定天井
等の内部改修
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区大江二丁目7番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年2月29日まで
- 5 契 約 金 額 847,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市東区尾ノ上四丁目20番11号
竹内・富坂建設工事共同企業体
代表者 株式会社竹内工務店 代表取締役 竹内浩二
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

県立劇場演劇ホール特定天井その他改修工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 31 号

工事請負契約の締結について

県立劇場コンサートホール特定天井その他改修工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 県立劇場コンサートホール特定天井その他改修工事他合併
- 2 工 事 内 容 (1)コンサートホールの特定天井及びホール座席等の内部改修
(2)コンサートホールホワイエの特定天井等の内部改修
(3)屋上防水改修
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区大江二丁目7番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年2月29日まで
- 5 契 約 金 額 2,134,000,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市南区御幸笛田二丁目15番1号
吉永・豊・ディエス大進特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社吉永産業 代表取締役 吉永隆夫
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

県立劇場コンサートホール特定天井その他改修工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 32 号

工事請負契約の締結について

県立劇場特定天井その他改修電気設備工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 県立劇場特定天井その他改修電気設備工事他合併
- 2 工 事 内 容 (1)特定天井改修に伴う電気設備工事
(舞台照明設備、舞台音響設備の改修等)
(2)受変電設備、照明設備、弱电設備等の改修
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区大江二丁目7番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年2月29日まで
- 5 契 約 金 額 1,765,500,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市中央区本荘六丁目17番21
クラフティア・飯塚・太陽建設工事共同企業体
代表者 株式会社クラフティア熊本支店
執行役員支店長 河部祐司
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

県立劇場特定天井その他改修電気設備工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 33 号

工事請負契約の締結について

県立劇場空調設備その他改修工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 県立劇場空調設備その他改修工事他合併
- 2 工 事 内 容 (1)特定天井改修に伴う機械設備工事
(空調用ダクト、消火設備の改修等)
(2)空調設備、換気設備等の改修
- 3 工 事 場 所 熊本市中央区大江二丁目7番1号地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年2月29日まで
- 5 契 約 金 額 2,075,700,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 熊本市中央区神水一丁目3番8号
テクノ菱和・上田商会・SYSKEN特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社テクノ菱和熊本営業所 所長 宮園雄介
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

(提案理由)

県立劇場空調設備その他改修工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例(昭和39年熊本県条例第30号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 34 号

工事請負契約の締結について

玉名高校長寿命化改修（第二期）工事について、次のように請負契約を締結することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

- 1 工 事 名 玉名高校長寿命化改修（第二期）工事
- 2 工 事 内 容 (1)特別教室棟の改修（外壁改修、内部改修等）
(2)普通教室棟・芸術棟及び技術教室棟の改修（屋上防水改修、外壁改修、内部改修等）
(3)渡り廊下棟の改修（屋上防水改修等）
(4)部室棟（2棟）の改築
木造、地上1階建て、延べ面積98平方メートル及び159平方メートル
- 3 工 事 場 所 玉名市中1853番地地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和10年1月14日まで
- 5 契 約 金 額 733,700,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 玉名市中1189番地
熊野・岩下建設工事共同企業体
代表者 株式会社熊野組 代表取締役 熊野有郎
- 7 契 約 の 方 法 一般競争入札

（提案理由）

玉名高校長寿命化改修（第二期）工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 35 号

工事請負契約の変更について

令和7年9月熊本県議会定例会において議決された第一高校長寿命化改修（第四期）工事請負契約のうち、契約金額「1,206,700,000円」を「1,405,794,845円」に変更することとする。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 36 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 15 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年7月6日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年6月28日 主要地方道玉名山鹿線 玉名郡和水町大字久米野地 内 落枝	個 人 (車両所有者)	744,700円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 37 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 16 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年7月29日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年9月11日 一般国道389号 荒尾市四ツ山地内 蓋不全	個 人 (車両所有者)	220,275円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 38 号

令和7年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県一般会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 39 号

令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 40 号

令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 41 号

令和7年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 42 号

令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 43 号

令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 44 号

令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 45 号

令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 46 号

令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 47 号

令和7年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 48 号

令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 49 号

令和7年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊
本市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 50 号

令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 51 号

令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 52 号

令和7年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 53 号

令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 54 号

令和7年度熊本県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により令和7年度熊本県病院事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第30条第4項の規定により令和7年度熊本県病院事業会計決算について認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 55 号

令和 7 年度熊本県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により令和 7 年度熊本県電気事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度熊本県電気事業会計決算について認定を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 56 号

令和7年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度熊本県工業用水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 57 号

令和 7 年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

別冊のとおり、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により令和 7 年度熊本県有料駐車場事業会計において生じた利益の処分について議決を求め、同法第 30 条第 4 項の規定により令和 7 年度熊本県有料駐車場事業会計決算について認定を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

第 58 号

令和7年度熊本県下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度熊本県下水道事業会計決算について、別冊のとおり認定を求める。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 11 号

工事請負契約の変更について

令和7年2月熊本県議会定例会において議決された砂川地区農村地域防災減災事業（湛防）第2号工事請負契約のうち、契約金額「1,010,146,016円」を「1,010,347,404円」に変更することとする。

令和8年7月21日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 19 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年8月13日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和8年3月18日 熊本市南区近見五丁目 地内	熊本市管工事協 同組合 （車両所有者） 軽貨物車	29,062円	当事者双方 は、今後本件に 関して、裁判上 又は裁判外にお いて一切の異議 及び請求の申立 てをしないこ と。

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 10 号

工事請負契約の変更について

令和6年9月熊本県議会定例会において議決された新山原水線活力創出基盤交付金（改築）上部工工事請負契約のうち、契約金額「637,842,366円」を「639,522,973円」に変更することとする。

令和8年7月17日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 12 号

工事請負契約の変更について

令和7年2月熊本県議会定例会において議決された国道389号広域連携交付金（下田南2号橋上部工）工事請負契約のうち、契約金額「494,670,000円」を「521,125,760円」に変更することとする。

令和8年7月15日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 14 号

工事請負契約の変更について

令和7年9月熊本県議会定例会において議決された菊池支援学校高等部棟新築工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和8年11月26日まで」を「契約締結の日の翌日から令和9年1月25日まで」に、契約金額「668,800,000円」を「689,914,602円」に変更することとする。

令和8年7月14日専決

熊本県知事 木 村 敬

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年7月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和8年1月30日 熊本市東区佐土原一丁目 地内	個 人 （車両所有者） 普通乗用車	459,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和8年2月12日 熊本市中央区九品寺六丁目 地内	株式会社田崎 自動車工業 （車両所有者） 普通乗用車	153,294円	
3	令和8年3月5日 球磨郡錦町大字西地内	個 人 （所有者） ブロック塀	77,000円	

番 号	発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	和 解 事 項
4	令和 8 年 1 月 2 4 日 八代市平山新町地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
5	令和 8 年 2 月 1 7 日 荒尾市西原一丁目地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	
6	令和 8 年 3 月 1 2 日 八代市川田町西地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	

報告第 7 号

公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公立大学法人熊本県立大学の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 8 号

天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、天草エアライン株式会社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 9 号

豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 10 号

肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、肥薩おれんじ鉄道株式会社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 11 号

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 12 号

公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県総合保健センターの令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 13 号

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県移植医療推進財団の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 14 号

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 15 号

公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 16 号

公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県環境整備事業団の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 17 号

一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本テルサの令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 18 号

公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 19 号

希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、希望の里ホンダ株式会社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 20 号

公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人くまもと産業支援財団の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 21 号

株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社テクノインキュベーションセンターの令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 22 号

一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本県伝統工芸館の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 23 号

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県立劇場の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 24 号

一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 25 号

公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人熊本県畜産協会の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 26 号

公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県農業公社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 27 号

公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益社団法人熊本県林業公社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 28 号

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 29 号

公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人くまもと里海づくり協会の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 30 号

熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、熊本県道路公社の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 31 号

一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人白川水源地域対策基金の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 32 号

公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県武道振興会の令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 33 号

公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの令和7年度決算に関する書類及び令和8年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 34 号

熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第6項の規定により、令和7年度の
熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する評価報告書について、別冊のとおり
熊本県監査委員の意見を付けて提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

報告第 35 号

令和7年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び熊本県が経営する公営企業の資金不足比率について、別冊のとおり熊本県監査委員の意見を付けて報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木村 敬

報告第 36 号

五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況の報告について

熊本県五木村振興推進条例（平成20年熊本県条例第69号）第3条第2項の規定により、令和7年度の五木村振興計画に掲げる取組の進捗状況を次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

令和7年度の進捗状況

（1）生涯にわたり住み続けられる医療・福祉・教育の推進

移動販売による五木村買い物支援実証事業や、令和8年4月開校に向けた小中一貫教育推進「義務教育学校」移行事業、魅力化推進コーディネーターが東京大学先端科学技術研究センター等との連携を強化し、独自の課題解決型の探究学習を推進した人吉高校五木分校魅力向上プロジェクトなどに取り組んだ。

（2）豊かな恵みを生かした持続可能な産業と雇用の創出

五木村内県有林の適切な育成管理等のため、植栽、下刈り、間伐等を行う県有林整備事業や、くまもと林業大学校人財づくり事業を通じた林業の担い手育成や機能拡充に向けた関係機関との協議、ヤマメ養殖場の利用拡大に向けた給水施設改修調査設計及び工事、村の魅力を発信するための都市部でのイベント参加等を行う移住定住促進事業などに取り組んだ。

（3）新たな時代を見据えた安全・安心を確保する生活基盤の整備

新たな平場整備に向けた造成箇所の施工範囲、優先順位及び利活用策についての協議・検討や、五木東小学校前の平場整備、山林からの土砂流出等を防止するための流域保全総合治山事業、五木村の安全・安心の確保に向けた河川改修事業、国道445号道路改良事業、県道宮原五木線道路改良事業、村道・林道改良修繕事業などに取り組んだ。

（4）豊かな自然やこれまで整備した施設等を生かした新たな振興

五木村の中心部である東地区の活性化に向けたグランドデザインの策定や、令和6年度に策定した「五木村宮園周辺地域ふるさとづくり計画（五木村宮園周辺地域振興策）」に基づいた宮園周辺地域の拠点整備と賑わいづくりの実施、道の駅「子守唄の里五木」の物産館の改修や、駐車場舗装工事、温泉施設の建替えに係る利便性・機能性向上に向けた検討などに取り組んだ。

報告第 37 号

熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、令和7年度の熊本県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価報告書を別冊のとおり提出する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和 8 年度